

池田市伏尾台地区地域再生協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、池田市伏尾台地区地域再生協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、法第12条第1項の規定に基づき、「伏尾台地域における官民連携によるニュータウン再生計画」（以下「認定地域再生計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するものとする。

(構成員)

第3条 協議会は、法第12条第2項及び同条第3項並びに法第17条の36第2項の規定に基づき、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 池田市
 - (2) 大阪府
 - (3) 地域再生推進法人（池田市が指定をした場合に限る。）
 - (4) 法第5条第2項第2号に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
 - (5) 認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- 2 池田市は、前項の規定により構成員を加えるに当たり、認定地域再生計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるよう配慮するものとする。
- 3 池田市は、協議会を組織したとき又は変更したときは、法第12条第7項及び地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第12条の規定に基づき、次に掲げる事項を、池田市ホームページにて公表するものとする。

- (1) 地域再生協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (2) 認定地域再生計画の概要

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、池田市に置く。

- 2 事務局は、協議会の庶務その他運営に関する事務を処理する。

(会議の招集)

第5条 協議会の会議は、事務局が招集する。

- 2 構成員から協議事項の提案があった場合は、事務局は必要に応じて会議を開催するものとする。

(会議の成立)

第6条 会議は、3者以上の構成員の出席をもって開催することができる。

- 2 オンラインその他の方法により会議に参加する構成員は、出席したものとみなす。

(座長)

第7条 会議の円滑な進行及び協議事項の整理を行うため、会議ごとに座長を置く。

- 2 座長は、出席した構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、会議を進行し、協議事項の整理及び協議結果の確認を行う。

(協議)

第8条 協議会は、構成員相互の協議及び情報共有を行う場とする。

- 2 会議において協議が調った事項については、法第12条第10項の規定に基づき、構成員はその結果を尊重するものとする。
- 3 協議が調った事項については、会議において座長がその内容を確認し、事務局が協議調整済事項として取りまとめ、構成員に通知するものとする。
- 4 事務局は、必要があると認めるときは、書面又は電磁的方法により協議を行うことができる。この場合において、事務局は構成員の意見を取りまとめ、その結果を構成員へ通知するものとする。

(議事概要)

第9条 事務局は、会議終了後、議事概要を作成するものとする。

- 2 議事概要は、座長の確認を経た上で構成員に共有するものとする。
- 3 事務局は、議事概要を公開することができる。ただし、個人情報、法人等の権利利益を害するおそれのある情報その他公開することが適当でない情報を含む場合は、その全部又は一部を公開してはならない。

(オブザーバー)

第10条 構成員は、会議の議題に関係する者をオブザーバーとして出席させることが

できる。

2 前項の場合において、構成員は事前に事務局へ連絡するものとする。

3 オブザーバーは、座長の下承を得て発言することができる。

(部会)

第11条 協議会は、必要に応じて特定の事項を協議するため部会を設置することができる。

2 部会には、必要に応じて構成員以外の専門家その他関係者を参加させることができる。

3 部会の運営に関し必要な事項は、当該部会において定める。

(守秘義務)

第12条 協議会の構成員及びオブザーバーは、会議において知り得た非公開情報を第三者に漏らし、又は協議会の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、構成員又はオブザーバーの地位を退いた後も同様とする。

(解散)

第13条 協議会は、認定地域再生計画の期間が満了したとき、又は協議により解散する。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、規約の改正その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年7月22日から施行する。